

基本協約の解釈を巡る労働組合への 介入に対して団体交渉申し入れ！

8月21日、人事部勤労課石原担当課長から「JR東海労のホームページに苦情処理会議の内容に関する記述のある情報が公開されている。苦情処理会議は非公開というルールに則って行っている。地方を指導し、ホームページでの公開を止めること」との通告があった。さらに上記の『情報』を組合掲示板に掲出した職場では、組合に具体的説明がないまま、会社が『情報』を一方的に撤去した。これらのことは労働組合への支配介入である。

会社は今年2月17日、7月31日にも同様の内容での介入を行った。その際JR東海労は「苦情処理会議の非公開」とは会議の場所が「非公開」であるとの見解を明らかにした。しかし「苦情処理会議の非公開」について会社の解釈と対立したため、申25号（2012年2月17日付）、申11号（2012年8月8日付）において団体交渉の開催を申し入れたが、会社はこの申し入れに基づく団体交渉の開催を拒否した。

またもや会社が行った支配介入に対し、本部は8月22日、申12号として団体交渉の開催を申し入れた。しかし会社は、申12号を受け取った直後に「この申し入れは申11号と同様に協約改訂交渉で議論する」として申12号に基づく団体交渉を拒否した。本部は協約改訂交渉とは別に団体交渉を開催し、認識の一致をはかるために議論することを粘り強く求めたが、会社の不誠実な姿勢は変わらず、対立を確認した。

組合掲示物を一方向的に撤去したあげ句「地方を指導しろ、HPへの公開をやめろ」とは、労働組合への支配介入だ！

**しかし会社は団交開催を拒否！
これでは労使の認識一致ははかれない！**